

## 関係法令

首都圏整備法（昭和三十一年四月二十六日法律第八十三号） - 抜粋 -

（国土審議会の調査審議等）

第十八条 国土審議会（以下「審議会」という。）は、国土交通大臣の諮問に応じ、首都圏整備計画の策定及び実施に関する重要事項について調査審議する。

- 2 審議会は、前項に規定する事項について国土交通大臣に意見を述べることができる。

### 第三章 首都圏整備計画

（首都圏整備計画の内容）

第二十一条 首都圏整備計画は、基本計画、整備計画及び事業計画とする。

- 2 基本計画には、首都圏内の人口規模、土地利用その他整備計画の基本となるべき事項について定めるものとする。
- 3 整備計画には、首都圏の整備に関する事項で次の各号に掲げるものについて、政令の定めるところにより、各事項ごとにそれぞれその根幹となるべきものを定めるものとする。ただし、首都圏の建設とその秩序ある発展を図るため特に必要があると認められるときは、首都圏の地域外にわたり定めることができる。
  - 一 既成市街地、近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する事項で次に掲げるもの
    - イ 宅地の整備に関する事項
    - ロ 道路の整備に関する事項
    - ハ 鉄道、軌道、飛行場、港湾等の交通施設の整備に関する事項
    - ニ 電気通信等の通信施設の整備に関する事項
    - ホ 公園、緑地等の空地の整備に関する事項
    - ヘ 水道、下水道、汚物処理施設等の供給施設及び処理施設の整備に関する事項
    - ト 河川、水路及び海岸の整備に関する事項
    - チ 住宅等の建築物の整備に関する事項

- リ 学校等の教育文化施設の整備に関する事項
- 又 その他首都圏の整備に関する事項で政令で定めるもの
- 二 既成市街地、近郊整備地帯又は都市開発区域の整備に関連して交通通信体系又は水の供給体系を広域的に整備する必要がある場合における前号口から二までに掲げる事項又は同号へ及びトに掲げる事項
- 4 整備計画は、公害の防止について適切な考慮が払われたものでなければならない。
- 5 事業計画は、整備計画の実施のため必要な毎年度の事業で政令で定めるものについての計画とする。

(首都圏整備計画の決定)

第二十二条 首都圏整備計画は、国土交通大臣が関係行政機関の長、関係都県及び審議会の意見を聴いて決定するものとする。この場合において、国土交通大臣は、関係都県から意見の申出を受けたときは、遅滞なくこれに回答するものとする。

2～5 略

国土審議会令（平成12年6月7日政令第298号） - 抜粋 -

(分科会)

第二条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる法律の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理することとする。

| 名 称      | 法 律   |
|----------|---|
| 土地政策分科会  | 国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）<br>土地基本法（平成元年法律第八十四号）<br>地価公示法（昭和四十四年法律第四十九号）<br>国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）<br>国土調査促進特別措置法（昭和三十七年法律第四百十三号） |
| 首都圏整備分科会 | 首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）<br>首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第百一号）   |
| 近畿圏整備分科会 | 近畿圏整備法（昭和三十八年法律第百二十九号）<br>近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び   |

|            |  |
|------------|--|
|            | 開発に関する法律（昭和三十九年法律第百四十五号）<br>近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第百三号）                                |
| 中部圏開発整備分科会 | 中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第百二号）<br>中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律（昭和四十二年法律第百二号）                  |
| 東北地方開発分科会  | 東北開発促進法（昭和三十二年法律第百十号）  |
| 九州地方開発分科会  | 九州地方開発促進法（昭和三十四年法律第六十号）  |
| 四国地方開発分科会  | 四国地方開発促進法（昭和三十五年法律第六十三号）   |
| 北陸地方開発分科会  | 北陸地方開発促進法（昭和三十五年法律第百七十一号）  |
| 中国地方開発分科会  | 中国地方開発促進法（昭和三十五年法律第百七十二号）  |
| 北海道開発分科会   | 北海道開発法（昭和二十五年法律第百二十六号）   |
| 水資源開発分科会   | 水資源開発促進法（昭和三十六年法律第二百十七号）   |
| 地方産業開発分科会  | 低開発地域工業開発促進法（昭和三十六年法律第二百十六号）<br>新産業都市建設促進法（昭和三十七年法律第百十七号）<br>工業整備特別地域整備促進法（昭和三十九年法律第百四十六号） |
| 豪雪地帯対策分科会  | 豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）   |

- 2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員及び特別委員は、国土交通大臣が指名する。
- 3 分科会に属すべき専門委員は、会長が指名する。
- 4 分科会に、分科会長を置く。分科会長は、当該分科会に属する委員（首都圏整備分科会、近畿圏整備分科会、中部圏開発整備分科会、東北地方開発分科会、九州地方開発分科会、四国地方開発分科会、北陸地方開発分科会及び中国地方開発分科会にあっては、当該分科会に属する委員及び特別委員）のうちから当該分科会に属する委員及び特別委員がこれを選挙する。
- 5 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。

- 6 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員又は特別委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 7 審議会は、その定めるところにより、分科会（首都圏整備分科会、近畿圏整備分科会、中部圏開発整備分科会、東北地方開発分科会、九州地方開発分科会、四国地方開発分科会、北陸地方開発分科会及び中国地方開発分科会を除く。）の議決をもって審議会の議決とすることができる。

（議事）

- 第五条 審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の二分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある特別委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
  - 3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。

## 国土審議会運営規則（平成13年3月15日国土審議会決定）

（趣旨）

- 第1条 国土審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、国土交通省設置法（平成11年法律第100号）及び国土審議会令（平成12年政令第298号）に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

（招集）

- 第2条 審議会の会議は、会長（会長が選任されるまでは、国土交通大臣）が招集する。
- 2 前項の場合においては、委員並びに議事に関係のある特別委員及び専門委員に対し、あらかじめ、会議の日時、場所及び調査審議事項を通知しなければならない。

（書面による議事）

- 第3条 会長は、やむを得ない理由により審議会の会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員及び議事に関係のある特別委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって審議会の議決に代えることができる。

（会議の議事）

第4条 会長は、審議会の会議の議長となり、議事を整理する。

2 会長は、審議会の会議の議事について、議事録を作成する。

(議事の公開)

第5条 会議又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。

2 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

(分科会への意見聴取)

第6条 会長は、審議会の議決に関し、必要があると認めるときは、関係する分科会(第7条第1項の付託に係る分科会の上申について議決を行う場合には、当該分科会を除く。)に意見を聴くものとする。

(分科会)

第7条 会長は、分科会の所掌事務に関して諮問を受けた場合には、調査審議事項を当該分科会に付託するものとする。ただし、やむを得ない理由により分科会に付託することができないときは、この限りでない。

2 分科会(首都圏整備分科会、近畿圏整備分科会、中部圏開発整備分科会、東北地方開発分科会、九州地方開発分科会、四国地方開発分科会、北陸地方開発分科会及び中国地方開発分科会を除く。)の議決は、会長の同意を得て、審議会の議決とする。

3 会長は、前項の議決に関し、国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な政策又は他の分科会の所掌事務との調整を必要とすると認める場合を除き、同項の同意をするものとする。

4 会長は、第2項の同意をしたときは、必要に応じて、当該同意に係る議決を審議会に報告するものとする。

1 第2条から第5条までの規定は、分科会の議事に準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「分科会長」と、第2条第1項中「国土交通大臣」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。

(部会)

第8条 会長(分科会に置かれる部会にあっては分科会長)は、必要があると

認める場合には、調査審議事項を部会に付託することができる。

- 2 第2条から第5条までの規定は、部会の議事に準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、第2条第1項中「国土交通大臣」とあるのは「審議会に置かれる部会にあっては会長、分科会に置かれる部会にあっては分科会長」と読み替えるものとする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会、分科会又は部会の議事の手続その他審議会、分科会又は部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ会長、分科会長又は部会長が定める。

附 則

この規則は、平成13年3月15日から施行する。

(3/15 国土審議会決定)

### 首都圏整備計画等に関する議決の取扱いについて

首都圏整備計画等のうち下記の計画に関する議決については、これらの計画の内容が首都圏基本計画、近畿圏基本整備計画又は中部圏基本開発整備計画に則って策定される下位計画であり、かつ、国土審議会首都圏整備分科会、近畿圏整備分科会又は中部圏開発整備分科会における審議及び議決を経ているものであることから、国土審議会の会長の同意をもって、国土審議会の議決に代えるものとする。

また、国土審議会の会長が不同意の場合には、国土審議会に付議するものとする。

記

1. 首都圏整備法(昭和31年法律第83号)第21条第3項に規定する整備計画及び同条第5項に規定する事業計画
2. 近畿圏整備法(昭和38年法律第129号)第8条第3項に規定する事業計画並びに近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭和39年法律第145号)第3条第1項に規定する近郊整備区域建設計画及び都市開発区域建設計画

3 . 中部圏開発整備法（昭和41年法律第102号）第9条第3項に規定する事業計画並びに中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律（昭和42年法律第102号）第3条第1項に規定する都市整備区域建設計画及び都市開発区域建設計画